

福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱 の改正について

平成25年4月1日から施行

☆コンプライアンスの推進

より一層、コンプライアンスを推進するため、談合や非公表とされている情報を入手しようとするなどの不正行為に対する指名停止期間の延長を行いました。

●別表第2-1-(1)

有資格業者等が市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。

●別表第2-3-(1)

有資格業者等が談合罪又は競争入札妨害罪又は私的独占の確保に関する法律第89条に規定する罪により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。

改正前 24か月 → 改正後 36か月

●別表第2-4-(8)

有資格業者等が、市が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。

改正前 3か月 → 改正後 18か月

☆暴力団の排除

「福知山市暴力団排除条例」の施行に伴い、建設工事等からの暴力団排除を推進するため、指名停止要件を追加しました。

●別表第2-4-(12)

市が発注する工事等において、暴力団又は暴力団員等から不当な介入を受けたにも関わらず、発注機関への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。

1か月

☆その他の改正

●別表第2-2-(2)

公正取引委員会の排除措置命令、審決、課徴金納付命令があった場合に加え、違反の認定があった場合を追加しました。(指名停止期間の改正はなし)

●別表第1-3-(1)~(2)

契約違反に対する対応を、明確化、細分化しました。

※詳細は新旧対照表を参照してください。

○福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱 新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条、第4条関係）福知山市内において生じた事故等に基づく措置基準		別表第1（第2条、第4条関係）福知山市内において生じた事故等に基づく措置基準	
措置要件	期間	措置要件	期間
(虚偽記載)		(虚偽記載)	
1 市が発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事等)	当該認定をした日から 6か月	1 市が発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事等)	当該認定をした日から 6か月
2 工事等の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。 (1) 市が発注する工事等で会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。 (2) 市が発注する工事等において成績が著しく不良なとき。	当該認定をした日から 3か月 1か月	2 工事等の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。 (1) 市が発注する工事等で会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。 (2) 市が発注する工事等において成績が著しく不良なとき。	当該認定をした日から 3か月 1か月
(契約違反)		(契約違反)	
3 市が発注する工事等の実施に当たり、契約に違反するなど、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) <u>正当な理由なく、契約を履行しなかったとき又は契約相手方の責めに帰すべき事由により、市が契約を解除したとき。</u> ア <u>契約に定める発注者の解除権を行使したとき。(5その他(7)から(11)に該当する場合を除く。)</u> イ <u>アに掲げる場合のほか、契約相手方の責めに帰すべき重大な事由が認められるとき。</u> ウ <u>ア又はイに掲げる場合のほか、契約相手</u>	当該認定をした日から 6か月 3か月 1か月	3 市が発注する工事等の実施に当たり、契約に違反するなど、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき。 ア 契約の全部不履行 イ 契約の一部不履行	当該認定をした日から 6か月 3か月

新		旧	
<p><u>方の責めに帰すべき事由が認められるとき。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) 履行遅滞があったとき。</p> <p>ア 2か月以上の履行遅滞 3か月</p> <p>イ 1か月以上2か月未満の履行遅滞 2か月</p> <p>(3) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p> <p>ア 公害及び危機防止対策不良 3か月</p> <p>イ 工程管理、資材管理又は労働管理不良 2か月</p> <p>(4) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき又は火災、水害、その他重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>ア 市が発注する工事等における事故 6か月</p> <p>イ 市内の他の工事等における事故 3か月</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>ア 市が発注する工事等における事故 3か月</p> <p>イ 市内の他の工事等における事故 2か月</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>5 安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>		<p>(2) <u>契約相手方の責めに帰すべき事由により、市が契約を解除したとき。</u></p> <p>(3) 履行遅滞があったとき。</p> <p>ア 2か月以上の履行遅滞 3か月</p> <p>イ 1か月以上2か月未満の履行遅滞 2か月</p> <p>(4) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p> <p>ア 公害及び危機防止対策不良 3か月</p> <p>イ 工程管理、資材管理又は労働管理不良 2か月</p> <p>(5) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき又は火災、水害、その他重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>ア 市が発注する工事等における事故 6か月</p> <p>イ 市内の他の工事等における事故 3か月</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>ア 市が発注する工事等における事故 3か月</p> <p>イ 市内の他の工事等における事故 2か月</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>5 安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	

新		旧	
(1) 死亡者を生じさせたとき。		(1) 死亡者を生じさせたとき。	
ア 市が発注する工事等における事故	2か月	ア 市が発注する工事等における事故	2か月
イ 市内の他の工事等における事故	1か月	イ 市内の他の工事等における事故	1か月
(2) 負傷者を生じさせたとき。		(2) 負傷者を生じさせたとき。	
ア 市が発注する工事等における事故	1か月	ア 市が発注する工事等における事故	1か月
イ 市内の他の工事等における事故	1か月	イ 市内の他の工事等における事故	1か月

別表第2（第2条、第4条関係）贈賄、不正行為等に基づく措置基準

別表第2（第2条、第4条関係）贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間	措置要件	期間
(贈賄)		(贈賄)	
1 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人（以下「有資格業者等」という。）が贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から	1 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人（以下「有資格業者等」という。）が贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 市の職員に対する贈賄	36か月	(1) 市の職員に対する贈賄	24か月
(2) 市内の他の公共機関の職員に対する贈賄	18か月	(2) 市内の他の公共機関の職員に対する贈賄	18か月
(3) 近畿府県内の公共機関の職員に対する贈賄	12か月	(3) 近畿府県内の公共機関の職員に対する贈賄	12か月
(4) 近畿府県外の公共機関の職員に対する贈賄	8か月	(4) 近畿府県外の公共機関の職員に対する贈賄	8か月
(独占禁止法違反行為)		(独占禁止法違反行為)	
2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から	2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 公正取引委員会の告発があったとき。		(1) 公正取引委員会の告発があったとき。	
ア 市の発注における違反	24か月	ア 市の発注における違反	24か月
イ 市内における違反	18か月	イ 市内における違反	18か月
ウ 市外における違反	12か月	ウ 市外における違反	12か月
(2) 公正取引委員会の排除措置命令、審決、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。		(2) 公正取引委員会の排除措置命令、審決又は課徴金納付命令があったとき。	

新		旧	
ア 市の発注における違反	18か月	ア 市の発注における違反	18か月
イ 市内における違反	12か月	イ 市内における違反	12か月
ウ 市外における違反	9か月	ウ 市外における違反	9か月
(談合等)		(談合等)	
3 有資格業者等が談合罪又は競争入札妨害罪又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条に規定する罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。		3 有資格業者等が談合罪又は競争入札妨害罪又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条に規定する罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
(1) 市の発注における談合等	36か月	(1) 市の発注における談合等	24か月
(2) 市内における談合等	18か月	(2) 市内における談合等	18か月
(3) 近畿府県内における談合等	12か月	(3) 近畿府県内における談合等	12か月
(4) 近畿府県外における談合等	8か月	(4) 近畿府県外における談合等	8か月
(不正又は不誠実な行為)		(不正又は不誠実な行為)	
4 有資格業者等が、別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から	4 有資格業者等が、別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 市内の他の公共機関において資格制限に該当したとき。	6か月	(1) 市内の他の公共機関において資格制限に該当したとき。	6か月
(2) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。		(2) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が行った暴力行為		ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が行った暴力行為	
(ア) 市内における暴力行為	9か月	(ア) 市内における暴力行為	9か月
(イ) 近畿府県内における暴力行為	6か月	(イ) 近畿府県内における暴力行為	6か月
(ウ) 近畿府県外における暴力行為	3か月	(ウ) 近畿府県外における暴力行為	3か月
イ アに規定する者以外が行った暴力行為		イ アに規定する者以外が行った暴力行為	
(ア) 市内における暴力行為	6か月	(ア) 市内における暴力行為	6か月
(イ) 近畿府県内における暴力行為	3か月	(イ) 近畿府県内における暴力行為	3か月
(ウ) 近畿府県外における暴力行為	1か月	(ウ) 近畿府県外における暴力行為	1か月
(3) 業務に関し、脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3か月	(3) 業務に関し、脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3か月
(4) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び		(4) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び	

新		旧	
環境保全関係法令に重大な違反をしたとき。		環境保全関係法令に重大な違反をしたとき。	
ア 市が発注する工事等における違反	3か月	ア 市が発注する工事等における違反	3か月
イ その他の工事等における違反	1か月	イ その他の工事等における違反	1か月
(5) 市が発注する工事等の入札において正当な理由なく入札に参加しなかったとき。	1か月	(5) 市が発注する工事等の入札において正当な理由なく入札に参加しなかったとき。	1か月
(6) 市が発注する工事等の入札に際し、正当な理由なく担当職員の指示に従わず、公正な入札の確保を妨げたとき。	2か月	(6) 市が発注する工事等の入札に際し、正当な理由なく担当職員の指示に従わず、公正な入札の確保を妨げたとき。	2か月
(7) 市が発注する工事等の入札に際し、落札した場合又は随意契約で見積書を採用された場合において、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	3か月	(7) 市が発注する工事等の入札に際し、落札した場合又は随意契約で見積書を採用された場合において、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	3か月
(8) 市が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。	18か月	(8) 市が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。	3か月
(9) 市が発注する工事等の入札に際し、正当な理由なく事前に公表された予定価格を上回る入札をしたとき。	1か月	(9) 市が発注する工事等の入札に際し、正当な理由なく事前に公表された予定価格を上回る入札をしたとき。	1か月
(10) 福知山市財務規則第147条（契約解除）の適用を受けたとき又は同条に該当すると認められるとき。	3か月	(10) 福知山市財務規則第147条（契約解除）の適用を受けたとき又は同条に該当すると認められるとき。	3か月
(11) 福知山市財務規則第120条の2に規定する電子入札の際に、契約担当者の使用に係る電子計算機の機能を停止させるおそれのある情報を添付して入札を行ったとき。	2か月	(11) 福知山市財務規則第120条の2に規定する電子入札の際に、契約担当者の使用に係る電子計算機の機能を停止させるおそれのある情報を添付して入札を行ったとき。	2か月
(12) 市が発注する工事等において、暴力団又は暴力団員から不当な介入を受けたにも関わらず、発注機関への報告を怠り又は警察へ届けなかったとき。	1か月		
(その他)		(その他)	
5 有資格業者等に極めて重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるなどにより、指名停止を必要	当該認定をした日か	5 有資格業者等に極めて重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるなどにより、指名停止を必要	当該認定をした日か

新		旧	
とするとき。		とするとき。	
(1) 極めて反社会的な行為があり、新聞等により報道されて、契約の相手方として不適当なとき。	3か月	(1) 極めて反社会的な行為があり、新聞等により報道されて、契約の相手方として不適当なとき。	3か月
(2) 金融機関から取引停止となったとき。	取引再開まで	(2) 金融機関から取引停止となったとき。	取引再開まで
(3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立をしたとき。	手続開始決定まで	(3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立をしたとき。	手続開始決定まで
(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立をしたとき。	手続開始決定まで	(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立をしたとき。	手続開始決定まで
(5) 破産法（大正11年法律第71号）による破産の申立をしたとき又は破産の宣告を受けたとき。		(5) 破産法（大正11年法律第71号）による破産の申立をしたとき又は破産の宣告を受けたとき。	
(6) 商法（明治32年法律第48号）による会社整理の申立をしたとき。	手続開始決定まで	(6) 商法（明治32年法律第48号）による会社整理の申立をしたとき。	手続開始決定まで
(7) 有資格業者又はその役員若しくは使用人が暴力団であるとき又は暴力団員が有資格業者の経営に事実上参加していると認められるとき。	24か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	(7) 有資格業者又はその役員若しくは使用人が暴力団であるとき又は暴力団員が有資格業者の経営に事実上参加していると認められるとき。	24か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(8) 有資格業者又はその役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与えることを目的として暴力団等を利用したとき。	12か月（本市の契約に係るものは、24か月）を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	(8) 有資格業者又はその役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与えることを目的として暴力団等を利用したとき。	12か月（本市の契約に係るものは、24か月）を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(9) 有資格業者又はその役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	(9) 有資格業者又はその役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(10) 有資格業者又はその役員若しくは使用人が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで	(10) 有資格業者又はその役員若しくは使用人が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(11) 有資格業者又はその役員若しくは使用人が、自ら契約を行う場合において、その相	12か月を経過し、かつ、改善されたと認	(11) 有資格業者又はその役員若しくは使用人が、自ら契約を行う場合において、その相	12か月を経過し、かつ、改善されたと認

新		旧	
<p>手方が第7号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。</p> <p>(12) 禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定に基づき罰金刑を宣告されたとき。</p>	<p>められる日まで</p> <p>3か月</p>	<p>手方が第7号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。</p> <p>(12) 禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定に基づき罰金刑を宣告されたとき。</p>	<p>められる日まで</p> <p>3か月</p>
備考		備考	
<p>1 「公共機関」とは、贈収賄が成立する全ての機関（国の機関、府の機関、公社、公団等）をいう。</p> <p>2 「負傷者」とは、治療180日以上 of 傷害又は完治の見込みのない傷害を受けた者をいう。</p> <p>3 「近畿府県」とは、福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。</p> <p>4 「業務関係法令」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等をいう。また「労働者使用関係法令」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。また「環境保全関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等をいう。</p> <p>5 「重大な違反」とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合等をいう。</p> <p>6 「暴力団」とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団を、「暴力団員」とは同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。</p>		<p>1 「公共機関」とは、贈収賄が成立する全ての機関（国の機関、府の機関、公社、公団等）をいう。</p> <p>2 「負傷者」とは、治療180日以上 of 傷害又は完治の見込みのない傷害を受けた者をいう。</p> <p>3 「近畿府県」とは、福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。</p> <p>4 「業務関係法令」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等をいう。また「労働者使用関係法令」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。また「環境保全関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等をいう。</p> <p>5 「重大な違反」とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合等をいう。</p> <p>6 「暴力団」とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団を、「暴力団員」とは同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。</p>	